

議案第20号～第23号 資料

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について

1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律の規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

②～⑤ （略）

※中学校、特別支援学校については、法第49条、第82条の規定によりこれを準用する。

附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（中略）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 （略）

2 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類

（1）学校教育法第34条第1項の規定に基づく文部科学省検定済教科用図書

- ・小中学校の同学年の教科用図書（採択地区の検定済教科用図書）
- ・高等学校の検定済教科用図書

（2）学校教育法第34条第1項の規定に基づく文部科学省著作教科用図書

- ・聴覚障害者用
- ・知的障害者用（☆本）
- ・視覚障害者用

(3) 学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書

- ・一般図書（絵本等）
- ・下学年の検定済教科用図書及び文部科学省著作教科用図書
- ・検定済教科用図書を原典とする拡大教科用図書及び点字教科用図書

3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧

学校	特別支援学校 (聾・中央支援・田島支援)			小中学校 特別支援学級	
学部	小	中	高	小	中
議案第20号 学校教育法第34条第1項文部科学省検定済教科用図書	*		○	*	
議案第21号 学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科用図書	○	○		○	○
議案第22号 学校教育法附則第9条教科用図書	○	○		○	○
議案第23号 学校教育法附則第9条教科用図書			○		

* 特別支援学校小中学部、小中学校の特別支援学級で使用する検定済教科用図書については、教育委員会で採択した小中学校の検定済教科用図書を使用する。